

質問者	質問内容	回答
社会福祉法人明正会	今回の報酬改定にあたり、協議会としてどのような対応を行ったのか活動報告にも記載がありません。ただ改定単位数等を会員に案内するだけという対応だけでしょうか。	令和6年度の報酬改定にあたり、弊会として行った対応の一つとしましては、令和5年10月23日開催された、第228回社会保障審議会 介護給付費分科会にて、改正の方向性として、総合マネジメント体制強化加算が区分支給限度額内に入る案が示されましたが、事前の協議と弊会の他、他団体を含めた要望があり、結果として本案は回避されました。
社会福祉法人明正会	普及促進事業の成果については何等記載がありませんが、講演等を行っただけで成果について検証されていないのでしょうか。	<p>全国の保険者・都道府県にて講演・研修等を実施しておりますが、成果事例として以下を紹介させていただきます。</p> <p>①福岡県 平成26年より定期巡回サービス等に関する普及促進事業を受託し、セミナーや研修会、アドバイザー派遣等を実施しております。同県にて起業セミナーに参加して起業した定期巡回サービス事業所数が、令和6年3月時点で47事業所となっており、同県における定期巡回サービス等の普及促進に貢献しております。</p> <p>②長野県 平成30年より定期巡回サービス等に関する普及促進事業を受託し、セミナーや研修会、アドバイザー派遣等を実施しております。同県にて起業セミナー（令和元年より開催）に参加して起業した定期巡回サービス事業所数が、令和6年3月時点で6事業所となっており、同県における定期巡回サービス等の普及促進に貢献しております。</p> <p>※運営セミナーやアドバイザー派遣については、具体的な効果を検証しにくいのですが、実施後のアンケートでは概ね好評を得ており、その後、保険者・都道府県からの継続的な受注をいただいております。</p>
社会福祉法人明正会	今回の改定を見ても明らかなお厚労省が介護保険の今後の方向性などについて講演等で示すことはないにも関わらず、基調講演と題して厚労省に依頼する趣旨をお尋ねしたい。	<p>依頼の趣旨としましては、定期巡回サービスを代表する団体として、厚生労働省と一定の関係を保つ必要があると考えており、基調講演を依頼しています。</p> <p>また、令和6年度の報酬改定を経て、今後の介護保険制度に関する施策について、会員の皆様にとって有益な情報をお届けできるのではと考えております。</p>
社会福祉法人明正会	調査研究を受託していますが、どのような成果をあげているのでしょうか。	<p>「令和5年度老人保健事業健康増進等事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及等に関する調査研究」では、夜間帯等におけるサービス提供状況、計画作成責任者の業務内容、地域との連携に関する取組の状況、ICTの導入状況・効果について調査を行い、定期巡回サービスの現状の把握に加え、更なる普及を図るための課題や方策について整理しました。</p> <p>全国定巡協HPにて、本調査研究事業の報告書を掲載しております。</p> <p>詳細は以下よりご確認ください。 https://24h-care.com/document/</p>